

第3期伊勢市環境基本計画の策定方針（案）

1. 現行計画の概要

（1）環境基本計画

伊勢市環境基本条例第8条に基づき「環境の保全に関する目標、基本的方向および配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定める計画

《第1期計画》

計画策定：平成22年3月

計画期間：平成22年度～平成26年度

《第2期計画》

計画策定：平成27年3月

計画期間：平成27年度～平成31年度（2019）

第2期計画策定時は、長期的な視点からみた理念「伊勢市の環境のめざす姿」および「基本方針」「基本目標」については、第1期計画を継承し、「環境施策の目標」「施策の展開」「計画期間内の重点事業」を重点に時点修正。

（2）地球温暖化防止実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項及び第3項に基づき「市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置」及び「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項」を定める計画

計画策定：平成24年12月

計画期間：平成24年度～平成32年度（2020）

2. 第3期計画策定の基本的考え方

(1) 全部改定

第1期計画の計画策定から10年が経過し、社会環境等の変化や市の総合計画改定、人口ビジョン策定など市の施策方針との整合性を図るため、第2期計画策定時に踏襲した第1期計画の「伊勢市の環境のめざす姿」および「基本方針」、「基本目標」についても見直した新たな計画を策定する。

(2) 地球温暖化防止実行計画の内包

地球温暖化防止実行計画は、環境基本計画を上位計画とし、その分野別計画の1つに位置づけられるが、下記の観点から、地球温暖化防止実行計画を内包、施策の1つとして策定する。

- ・ 計画の整合性（時点の統一、同一方向性）
- ・ 一貫した審議（審議会、PC等における委員・市民の理解向上）
- ・ 策定事務の効率化（資料収集等の重複事務の一本化）
- ・ 効率的で柔軟な計画管理（進捗管理の一本化）

(3) 計画期間

- ・ 平成32～41年度（2020～2029）
- ・ 10年計画とし、5年目の2024に見直すこととする。
※第3次伊勢市総合計画 期間2018～2029と終期が同じ